

平成27年
第Ⅱ回短答式試験

特別
座談会

本試験を ふりかえる



2015年5月24日(日)、平成27年公認会計士第Ⅱ回短答式試験の幕が切って落とされ、全国で熱い戦いが繰り広げられた。TACでは本試験問題の入手後、直ちに講師による短答式試験検討会を開き、今年の本試験傾向の分析を行った。出題傾向に変化はあったのか等、短答式試験の全貌が克明に解き明かされた。

特別座談会 出席者

▶ 企業法

田崎 晴久 講師

▶ 管理会計論

高岡 徹 講師

▶ 監査論

高橋 亮介 講師

▶ 財務会計論(計算)

新井 良明 講師

▶ 財務会計論(理論)

岡安 俊英 講師

▶ 司会

久野 元靖 講師

本試験をふりかえる



司会
久野 元靖 講師

はじめに

久野 それでは、本日2015年5月24日（日）に行われた平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出題傾向を分析していきます。

平成27年第Ⅰ回短答式試験後・・・、いつもこの場で過去数ヶ月を振り返るのですが、なんかあつと言う間だったかな・・・、3月14日に「北陸新幹線」が長野から金沢まで開業しましたね。一方で「トワイライト・エクスプレス」とか「北斗星」といった寝台特急が定期運行を終えました。関東地方の日常的光景としては「上野東京ライン」なんてのが走るようになりましたね。3月21日には東日本大震災で被災した石巻線が全線で再開しています。3月27日には2009年10月から行われた「平成の大修理」を終えた世界遺産・国宝姫路城天守閣の一般公開が再開されています。姫路城は「白鷺城」とも言われているのですが「しろすぎ城」なんて言われるようになったとか。5月6日には箱根山の噴火警戒レベルが1から2へ上げられました。

平成27年第Ⅱ回短答式試験が実施された本日、那覇では例年よりは遅れたものの梅雨入り後の短答式試験で雨。それ以外の試験地では晴れという天気になりました。暑い5月でしたが、気温はほとんどの地域で25℃～29℃、一昨年あった30℃を超した地域はなかったようです。札幌は一昨年23℃、昨年15℃だったのですが、今日は18℃だったようですね。

公認会計士・監査審査会は短答式試験の合格基準を「試験実施規則」において「総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。」としています。また、「試験の公平性の観点から、第Ⅰ回短答式試験と第Ⅱ回短答式試験の合格得点比率は、原則として同じとします。」としています。

平成27年第Ⅰ回短答式試験の合格得点比率は60%。願書提出者7,207人、受験者5,548人、合格者883人、形式合格率12.2%、実質合格率15.9%でしたね。

合格得点比率は、原則として第Ⅰ回試験と第Ⅱ回試験とは同じとされていますが、2012年試験では第Ⅰ回試験合格得点比率70%、第Ⅱ回試験合格得点比率67%となりました。2013年短答式試験は同じ合格得点比率67%でしたが、おそらく、論文式試験受験者数を意識した短答式試験合格者数でした。2014年試験では第Ⅰ回試験合格得点比率70%、第Ⅱ回試験合格得点比率68%と合格得点比率が異なり、またそれまでの傾向と異なり第Ⅰ回試験と第Ⅱ回試験とでは合格率が大きく異なりましたが、これも、おそらく、論文式試験受験者数を意識した短答式試験合格者数とした結果だったのでしょうか。今回の2015年第Ⅱ回試験も、従前と同様に、論文式試験受験者数を意識して上位数百名が合格する競争試験の様相になると考えています。

平成27年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験受験者数（願書提出者数）は、公認会計士・監査審査会の発表によれば、6,068人となっています。依然として願書提出者数の減少状況は継続しています。この状況の主たる原因と考えられる監査法人への就職状況は改善に転じて複数年経過していますが、まだ、願書提出数には結びついていないようですね。

短答式試験合格者決定要素の一つと考えられる平成27年論文式試験の受験者数は、平成25年以降の短答式試験合格者並びに大学教授・司法試験合格者等の1,449人（前年比18人増）および平成27年第Ⅰ回短答式試験合格者883人（前年比120人減）との合計2,332人（前年比102人減）、そして旧第2次試験合格者130人（前年比28人減）、ここまでの合計で2,462人（前年比130人減）が確定しています。この2,462人に今回の平成27年第Ⅱ回短答式試験合格者となる方を加えた人数が論文式試験受験者数となりますが、一昨年は第Ⅱ回短答式試験合格者695人を加え3,277人、昨年は第Ⅱ回短答式試験合格者402人を加え2,994人でした。

久野 さて、前回の試験まで形式面の変更が続いたのですが、今回は落ち着いたイメージだったのかな。ざっと、今回の平成27年第Ⅱ回短答式試験を概観していきましょう。先生方、お願いします。実施順にいきましょうか。

田崎 企業法では、解いた印象は、12月の第Ⅰ回短答式試験と難易度は同じかなという感じです。

高岡 管理会計論は、全般的に前回第Ⅰ回短答式試験比で難度が落ち着いたかなという印象です。ただし難度の高い問題が複数含まれており、あまり考え込みすぎて、一つの問題に時間をかけすぎてしまうと、時間内ですべてを解き切るのは難しかったでしょう。反対に、取捨選択の意思決定を適切に行うことができれば、時間内に合格点を得ることは十分に可能だったのではないのでしょうか。

高橋 監査論は、全体的に易化したという印象を受けました。ただ、12月の第Ⅰ回短答式試験はかなり細かい論点も出題されていたので、想定内ではありますね。

新井 財務会計論－計算部分は難化、という印象です。

岡安 財務会計論－理論は、財務会計論の分野で理解しておくべき論点を問うた良問が多かったと思います。

久野 前回の平成27年第Ⅰ回短答式試験で形式面の変更が完了したイメージがありましたが、今回の第Ⅱ回短答式試験でも第Ⅰ回短答式試験の形式が踏襲されていました。今後の試験問題の形式は前回・今回の形式が踏襲されていくのではないのでしょうか。

第Ⅱ回短答式試験では、合格得点比率との関係で、第Ⅰ回短答式試験との難易度の差が気になるのですが、全体としては、言い換えれば、総合得点比率的には、第Ⅰ回短答式試験よりは高い数値が出やすくなるようですね。

それでは、個別の科目ごとにうかがっていきましょう。

企業法



企業法担当
田崎 晴久 講師

本試験を振り返って ～出題傾向・合格ライン等～

久野 まず5月24日1限(9:10着席, 9:30～10:30)に行われた企業法, 第Ⅰ回短答式試験同様18問の出題でした。先ほどは「第Ⅰ回短答式試験と難易度は同じかな」ということでしたが, もう少し詳しくお願いできますか。

田崎 18問中A評価が11問, B評価が4問, C評価が3問です。これは, 前回の12月の試験と同じ配分です。「A」評価というのは「基本的で必ず正解に達すべき問題」, 「B」評価は「通常理解をしていれば正解となり得る問題」, 「C」評価は「細かい知識を要する難しい問題」です。B評価は半分は正解する必要があります。C評価は落としても仕方ありません。ただ, 今回は地雷のように踏むと危ない問題があります。C評価にした3問ですが, かなり細かいというか嫌らしい引っ掛け問題で, これは正解肢が絞りにくかったでしょう。

久野 では, 問題ごとにうかがっていきます。問題1からお願いします。

田崎 問題1は「商業使用人」に関する問題で, 配点は6点です。アは商法21条2項の反対解釈でできないということなのですが, 商法21条2項について短答フォロー第1回問題16アで出しています。ウは直前答練第3回問題1ウでズバリ出しています。エは短答フォロー第1回問題18エでズバリ出しています。勉強していた人は取れたと思いますが, 一般的にはアの反対解釈に気づかなかったり, イの代理権授与の効力が生ずるのは登記とは無関係という点が分かりづらいのではないかとということで, B評価です。

問題2は「商法上の問屋」に関する問題です。イは直前答練第3回問題2イでズバリ出題しています。ウは短答フォロー第1回問題32イでズバリ出しています。ただ, アの問屋の介入権(商法555条)やエの通知義務(商法557条・27条)とちよっと細かいかなということで, B評価です。

問題3は「株式会社の設立時における定款の作成及び変更」に関する問題です。アは26条1項の条文そのままですが, これは基礎答練第1回問題1の問題文でそのままズバリ条文を出しています。他の記述も, 基本的な問題なので, A評価です。

問題4は「株式又は株主の権利」に関する問題です。アは株主が間接有限責任(104条)を負うにすぎないことから, 会社債権者の保護のための会社財産確保の要請から, 出資の履行をしなれば株主となれないので(208条1項2項3項5項, 209条), 当然正しい記述だと分かるでしょう。イは公開模試問題5ウでズバリ出しています。ウのような規定はないので, 誤りです。エの議決権制限株式(108条3号)は「株主総会」における議決権についての定めですから, 種類株主総会における議決権の行使には適用されないもので, 誤りの記述です。各記述とも基本的な問題なので, A評価です。

問題5は「新株予約権」に関する問題です。イは238条4項に関する問題ですが, 関連した事項について直前答練第3回問題4ウや直前答練第3回問題イの解説で触れています。ウは直前答練第3回問題7でズバリ出題しています。エも直前答練問題7イで解説と併せればズバリ出題しています。アは238条1項の基本的な問題です。各記述とも基本的な問題なので, A評価です。

問題6は「株主提案権」に関する問題です。株主提案権に関しては, 関連問題を公開模試問題8で出していますが, 本問はひねった問題で, 踏むと危ない地雷のような問題です。アは議案通知請求権(305条1項)と誤解して読むと引っかかります。「一定の事項を株主総会の会議の目的とする」というのは, 議題提案権(303条1項)の話です。公開会社で適法に議題提案権の請求がなされた場合には, 代表取締役は299条4項で会議の目的である事項(＝議題)を株主総会の招集通知に記載・記録しなければなりません。議題提案権が適法になされた場合には, それが株主総会の会議の目的となるのであって, 提案した者の当該株主総会への出席の有無とは無関係です。これは, 簡単な記述で誤りと分かるでしょう。ウは, これも引っかかりそうですが, 会議体の一般原則として, 示された議題の範囲内で, 議案を動議の形で

提出することは可能なので、議案提案権（304条）は単独株主権とされており、権利の行使について議決権数も保有期間の要件也没有。ただ、濫用的な提案が繰り返されるのを防止するため、エの記述のように会社が拒絶できる場合が規定されている（304条ただし書）だけです。本問は、アウで引っかかりやすく、絞り込むのが難しい問題なので、落としても仕方のないC評価としました。

問題7は「株主総会の決議の取消しの訴え」の提訴権者に関する問題です。提訴権者については、基礎答練第2回問題8イでズバリ出題しています。会計参与とか会計監査人は、提訴権者には入っていませんが、迷いやすい問題かなということで、B評価です。

問題8は「取締役会設置会社（委員会設置会社を除く）の取締役」に関する問題です。アは基礎答練第1回問題14アで解説も併せればズバリ出題しています。イは直前答練第2回問題10で取締役の報酬等について関連問題を出題しています。ウは特別取締役による取締役会を行う要件として、特別取締役の中に社外取締役がいることまでは要件とされておらず、「取締役のうち1人以上が社外取締役であること」（373条1項2号）で足りることさえ押さえておけば、簡単に誤りと分かります。この点については、直前答練第1回問題9ウでズバリ出しています。エも基本的な問題なので、A評価です。

問題9は「会計参与」に関する問題です。アは基礎答練第1回問題17イでズバリ出題しています。イの役員の解任は、株主総会の決議事項であり（339条1項）、これを取締役会が行うことはできません（295条3項参照）。会計参与の解任については、基礎答練第1回問題14イでズバリ出題しています。ウは直前答練第2回問題11ウでズバリ出題しています。エも公開模試問題11エでズバリ出題しています。答練を復習しておけばできる問題なので、A評価です。

問題10は「監査役」に関する問題です。アは類問を直前答練第3回問題9ウで出しています。イは取締役に対する責任追及の訴えについては、馴合い訴訟の防止の観点から、監査役が会社を代表し（386条1項）、したがって株主の会社に対する提訴請求も監査役が受けるのですが（386条2項1号）、これは業務監査権（381条1項）の一環としての権限であり、会計限定監査役（389条）にはその権限はありません（389条7項）。386条1項については、基礎答練第1回問題18イ、基礎答練第2回問題9ウ、直前答練第2回問題13ウで出題しており、これを理解していれば、誤りと分かるでしょう。ウは会計限定監査役も会計監査の権限を有する以上は、当然の権限です（389条4項）。エは397条2項の条文の文言そのままの問題ですが、監査役も会計監査の役割を持つことや会計監査人の有する情報が業務監査に役立つことからすれば、条文を知らなくても、正しいと分かるでしょう。基本的な問題と言えるので、A評価です。

問題11は「株式会社の会計帳簿」に関する問題です。アは432条2項を聞いたものですが、公開模試問題13アでズバリ出題しています。イは会計帳簿閲覧請求権の拒絶事由である433条2項3号に関する記述ですが、会計帳簿閲覧請求権は、濫用を恐れて少数株主権であることや、営業秘密の漏洩の危険があることから拒絶事由があることは知っているでしょうから、正しいと分かるでしょう。ウも、計算書類の閲覧請求権（442条3項）と異なって、会計帳簿の閲覧請求権は会社債権者には認められていないというのも基礎的な知識です。エは難物です。会計帳簿閲覧請求権の対象は「会計帳簿又はこれに関する資料」です（433条1項1号2号）。「会計帳簿に関する資料」とは、伝票、受取証、契約書、信書など会計帳簿作成の材料となったものです。これに対し、434条で規定している会計帳簿の提出命令の対象は「会計帳簿の全部又は一部」であり、エの記述にある「会計帳簿に関する資料」は対象とされていません。エは誤りの記述ですが、エで引っ掛かって正しい記述と読むと、正解肢が絞りきれなくなるので、B評価としました。

問題12は「連結計算書類」に関する問題です。連結計算書類については、直前答練第3回問題14で出しており、アは公開模試問題13イでズバリ出題していますし、直前答練第3回問題14イの解説でも株主総会の承認事項ではなく報告事項であることを説明してあります。イは直前答練第3回問題14ウでズバリ、ウは直前答練第3回問題14アでズバリ、エは直前答練第3回問題14イでズバリ出題しています。だから、A評価と言ってもよいのですが、アイは引っかかりやすいことから、B評価にしました。

問題13は「社債」に関する問題です。アは打ち切り発行をしないときに関する676条11号の条文そのままの記述です。イは基礎答練第2回問題15アでズバリ出題しています。ウですが、平成2年改正前商法297条1項には、ウの記述のような社債の発行限度が規定されていました。ずいぶん昔の話です。会社法にはそのような規定はないので、勉強した記憶

にもないはずで、誤りと分かるでしょう。エですが、社債権者集会の決議の効力は裁判所の認可を受けなければ効力を生じませんが(734条1項)、社債発行会社(717条2項)は必要がある場合には、いつでも、社債権者集会を招集することができます(717条1項)。社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じないという問題は、基礎答練第2回問題16エで出していますが、事後の裁判所の関与がある以上、事前の招集の段階では不要だと推論できるでしょう。比較的容易に解ける問題なので、A評価です。

問題14は「持分会社」に関する問題です。アは関連問題を基礎答練第2回問題19アで出しています。問題ウは、基礎答練第2回問題18エで解説と併せればズバリ出題しています。エは基礎答練第2回問題17エでズバリ出題しています。イは584条の条文そのままの問題ですが、民法の知識が絡むので民法選択者以外の受験生は戸惑うかもしれません。ただ、ウエが誤りだと容易に判断できるでしょうから、消去法で正解に達することができるので、A評価です。

問題15は「吸収合併」に関する問題です。アは類問を直前答練第3回問題アで出しています。イの略式組織再編については、直前答練第1回問題15アや直前答練第3回問題18ウで出題しています。ウは類問を直前答練第1回問題15で吸収分割で出題しています。アイウは、簡単に正誤が判断できるでしょうから、仮にエが分からなくても、消去法で容易に解ける問題なので、A評価です。

問題16は「外国会社」に関する問題です。外国会社については、12月の第I回公開模試問題16で出題しており、その時にイウはズバリ出ています。今回は、出題しておらず、条文も会社法の最後の方で手薄になりがちなところなので、落としても仕方のないC評価としました。



問題17は「適用除外証券」に関する問題です。アイが適用除外証券で、エは特定有価証券です。ウですが、2項有価証券は原則として適用除外証券(金商法3条3号)ですが、ウの有価証券投資事業権利等は例外的に開示が要求されているというのは(金商法3条3号柱書かつこ書)、押さえておくべき基礎的な知識です。この問題は、平成23年第II回問題19と同じ問題です。平成23年第II回問題19でも、適用除外証券として地方債証券と貸付信託の受益証券が挙げられていました。適用除外証券と特定有価証券は、金商法上の有価証券の分野の問題として過去によく出ています。短答フォロー第2回では、金商法の過去問すべてを素材にしましたが、平成23年第II回問題19も短答フォロー第2回問題3でやりましたから、復習していればできたはずで、A評価としました。

問題18は「有価証券の募集の届出」に関する問題です。金商法の開示規制の目的である投資家保護から、原則情報開示が求められますが、情報開示をせずとも投資家の保護に欠けない場合や情報開示のコストの面から効果対費用を考えて、例外的に情報開示が不要となる場合があります。ただ、例外を利用して開示規制の脱法が行われないう、脱法のおそれがある場合は例外の例外で原則に戻って情報開示が要求されます。ここから考えれば、アイウは判断が付くでしょう。アは募集の相手方がすでに情報を取得あるいは容易に取得できる場合ですから、届出義務が免除されます(金商法4条1項1号、施行令2条の12)。アは正しい記述です。イですが、1億円未満の募集は、届出義務が免除されます(小額免除、金商法4条1項5号)。発行価格の総額が小額である場合、投資者を保護する必要性は低いし、過重なコストを強いるのは妥当でないからです。そうすると募集金額を1億円未満とすれば容易に開示規制を逃れることができます。そこで、脱法を許さないため、1年通算して1億円となる場合には、開示義務が課せられます(開示府令2条4項2号)。イは誤りです。ウは引っかけかり易いかもしれません。特定投資家等取得有価証券一般勧誘の場合には、一般投資

家の保護のため情報開示義務があります（金商法4条3項柱書本文）。ただし、当該有価証券に関して「開示が行われている場合」（金商法4条1項3号参照）であれば、一般投資家の保護に欠けませんから、届出義務が免除されます（金商法4条3項柱書ただし書）。ウは正しい記述です。エも引っかけやすいです。有価証券届出書には証券情報と企業情報とが記載されますが（金商法5条1項）、証券情報のうち「当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には」、証券情報のうち「発行価格その他の内閣府令で定める事項」を記載しなくてもよいとの例外が認められています（金商法5条1項柱書ただし書、開示府令9条）。本記述のような時価発行では、届出の段階で発行価格が確定していない場合があることに備えたものです。本記述は「払込期日」については例外を認める必要性はないはずで、開示府令9条でも例外とはされていません。ウエで引っ掛かると絞り込むのが難しい問題なので、落としても仕方のないC評価としました。

久野 ありがとうございます。前回の第I回短答式試験同様、きちんと学習をした方がきちんと得点を積み重ねられそうですね。

さて、平成27年第I回短答式試験合格者水準を前提として、短答式試験合格者として企業法でどれくらいの得点比率が求められるでしょう

田崎 落としてもよいC評価の問題が問題6（5点）・問題16（6点）・問題18（6点）の3問で、半分は正解しなければならないB評価の問題が問題1（6点）・問題2（6点）・問題11（6点）・問題12（6点）で、他の11問は必ず正解に達すべきA評価の問題です。大雑把ですが、A評価の11問の合計点とB評価4問の合計点の半分を足すと、72点になります。講師の話合いでは、企業法の合格点は72点くらいではないかということでした。

他の科目との兼ね合いや合格者数によっては、企業法の合格点が下がるかもしれませんが……。

久野 企業法では72%は確保したいということですね。企業法で72%の得点比率があれば、短答式試験が競争試験であることの現状を考えても、他者に遅れをとることはないということでしょう。

田崎先生、受験生さんへのいつものメッセージをお願いします。

田崎 最近、刀剣乱舞というオンラインゲームが流行っているようで、その影響で、毎月刀の勉強に行っている佐野美術館の展覧会や刀屋に若い人が来るのをよく見かけますが、昔からの刀好きは、鑑定会というゲームを楽しんでいます。これは、5本刀がずらりと並べられて、刀工つまり刀鍛冶の誰がその刀を作ったかを当てるゲームです。刀工名鑑によれば、平安末から現代まで、名前の分かっている刀工は2万数千人いるそうですが、いくら物好きでも、すべての刀を見ているわけではありません。時代や、地域ごとの流派や個別の刀工の特徴といったものを押さえて、鑑定会で出た刀がどういう特徴があるかを光にすかしてじっくりと見れば、鑑定会で出る刀はおおむね有名な刀工のものに限られているので、特徴さえ見て取れれば、3本くらいは当てられます。3本当てられれば、鑑定会で上位の成績に入れます。5本とも誰が見ても分かる刀では面白くないので、1～2本判断が難しい刀が出ますが、それは鑑定会が終わった後の反省会と称する飲み会の話のネタで、分からなくても気にする必要はありません。

なんで、こんな話をしているかというと、今回は、全体を見れば、特に難しいというわけではないですが、C評価やB評価の中にはかなり難問がありました。解いていて、こういう難問があると、全体が難しく感じるものです。しかし、短答式試験は人数を絞るための試験なので、毎年3問～4問は必ず難しい問題が出ます。難しい問題を捨てても、基本的な問題を確実に解ければ、おのずと合格ラインに入ります。普段勉強する際も、くれぐれも基本的な事柄に重点を置いて勉強する必要があります。

思えば叶うで、公認会計士試験も合格したいと強く念じて勉強すれば、必ず合格できるので、論文式試験もがんばって欲しいです。

久野 「基本的な問題を確実にとる」ことは短答式試験に合格するためにはとても重要なことですよね。普段の答練で正解率が低い問題を多く正解することによって成績上位になる方は短答式試験で弱さを見せます。正解率が低い問題以外は確実に正解できる知識・理解をしている方が短答式試験に強いですね。

田崎先生、ありがとうございます。

管理会計論



管理会計論担当
高岡 徹 講師

本試験を振り返って ～出題傾向・合格ライン等～

久野 次に5月24日2限(11:10着席, 11:30～12:30)に行われた管理会計論です。第Ⅰ回短答式試験同様16問の出題でした。先ほどは「難度が落ち着いたかな」ということでしたが、あらためて、出題全般についていかがですか。

高岡 問題数についてですが、前回同様16問でした。内訳については計算・融合(以下計算等)が9問、理論が7問というのは同じでしたが、計算等の内訳が計算8問、融合1問となり、前回の計算7問、融合2問から少し変化しました。

形式面では前回とほとんど同じでしたが、計算等の選択肢が6つになっている問題が増加しました。これにより、消去法により答えを絞ることがより困難になっています。

次に配点についてですが、こちらも前回同様、理論が一律5点、計算等については7点、8点でした。引き続き計算等の比重が高い試験となっています。

最後に難易度についてですが、理論については、前回はA3問、B2問、C2問であったのに対し、今回はA4問、B1問、C2問でした。前回と同様、基本的な問題と難度の高い問題が同程度の割合で出題されていました。難度の高い問題については、ある程度まで選択肢を絞ったら、あまり時間をかけて悩むことなく見切りをつけるという判断が必要でした。

計算等については、前回はA4問、B2問、C2問、解答がない問題が1問であったのに対し、今回はA6問、B2問、C1問でした。前回は解答なしの問題に時間をとられたうえ、Cの問題が比較的多かったため相当な難試験という印象でしたが、今回はCの問題以外は取り組みやすい問題が多めかなという印象です。手応えを感じていらっしゃる受講生も多いでしょう。ただ、時間のかかる問題が多く、やはり一時間という制約のなかで、全ての問題を解ききれそうな試験ではありませんでした。また、Cの問題については判断が難しいところもあるため、あまり考えすぎると、致命傷になりかねず、早めに見切りをつけて、他の問題に注力するという判断が必要でした。

全体的には、配点の高い計算等の問題に、比較的取り組みやすい問題が多かったため、前回よりも得点を伸ばしやすい試験でしたね。

久野 第Ⅰ回短答式試験では管理会計論と監査論の2科目でとにかく得点を伸ばせないという状況がありましたが、今回は順当に点を伸ばせそうですね。あ、結果的になんですが、選択肢5つの問題は管理会計論の計算問題、問題3・問題5・問題7だけでしたね。それでは各問題のコメントをお願いします。

高岡 問題1は「理論(正誤) 原価計算総論、費目別計算、部門別計算」です。基準からの抜粋問題ですが、ア.の内容は非常に細かい論点ですので、悩まれた方もいらっしゃるでしょう。しかし、イ.ウ.エ.の内容はいずれも平易な論点なので、そこから容易に正答できた問題でした。

問題2は「計算 部門別計算(複数基準・連立方程式法)」です。計算量が多く、補助部門固定費の配賦計算において、端数が生じる点で、とまどわれた方もいらっしゃるでしょう。ただし、連立方程式法については、十分に対策済みでしたので、上手く下書きを整理できれば、難しくはなかったと思います。何とか正答してほしかった問題でした。

問題3は「計算 個別原価計算」です。製造間接費を実際配賦しているとあり、実際発生額を集計する必要があるのですが、一見計算量が多そうですが、落ち着いて資料をよく読めば、費目別計算、個別原価計算の基本的な計算問題と気づけたでしょう。容易に正答できたと思います。

問題4は「理論(正誤) 個別原価計算」です。平易な問題なので容易に正答できたでしょう。

問題5は「計算 総合原価計算(追加材料(生産量不変)、組別、累加法、非度外視法)」です。組別原価計算において第二工程の製造間接費を推定する必要がありましたが、落ち着いて資料を読めば、容易に推定が可能でした。また、

その後は基本的な累加法の計算で解答が可能ですので、容易に正答できたでしょう。

問題6は「計算 総合原価計算（非度外視法，連産品（市価法）」です。ア．イ．は，(B)1,000kgが平均発生の正常減損だった場合の総合原価計算であり，ウ．エ．は (B)1,000kgが連産品であった場合の，市価法による按分計算の問題でした。形式的には見慣れない問題でしたが，中身は基本的な総合原価計算の問題でしたので，こちらも容易に正答できたでしょう。

問題7は「計算 標準原価計算（直接材料費の歩留配合分析）」です。こちらも基本的な歩留り配合分析の計算問題です。ただ，時間を気にしてあせってしまうと，符号を間違え可能性は十分に考えられますので，落ち着いて下書きを整理し，確実に正答してほしかった問題です。

問題8は「理論（正誤） 直接原価計算」です。平易な問題なので容易に正答できたでしょう。

問題9は「理論（正誤） 財務情報分析（収益性分析，生産性分析）」です。生産性分析の細かな点が出題されており，判断が難しいため，後回しにして欲しかった問題です。当該問題は埋没問題と思っていただいて結構です。

問題10は「理論（正誤） バランスト・スコアカード」です。こちらもBSCについての細かい知識が必要とされるため，後

回しにして欲しかった問題でした。

まずア．ですが，アクション・プランとは，業績評価対象者が何をすればよいかを示すための具体的な行動案のことを指しますので，問題文の記述は誤りであると判断できます。

次に，ウ．ですが，戦略マップはトップダウンで作成することが望ましいと考えられますので，ボトムアップで作成されることが望ましいとする問題文は誤りであると判断できます。

細かい論点が多数含まれていますので，当該問題は埋没問題と思っていただいて結構です。

問題11は「理論（正誤） 予算管理」です。ウ．

エ．のマネジメント・コントロール・システムという抽象的過ぎる用語についての文章は判断が難しいと思われますが，イ．予算スラックの定義については，単純な引っかけですので，容易に誤りと判断が可能であったこと、および，ア．は売上高予算の作成に始まり，見積キャッシュ・フロー計算書の作成で終わるのは，総合予算の説明であり，業務（損益）予算の説明としては，ちぐはぐな点に気づければ，正解は可能でした。何とか正答してほしかった問題です。

問題12は「理論（正誤） 原価管理」です。ア．イ．の標準原価と原価改善は不要だという文章は明らかに誤りであるため，容易に正答できたでしょう。

問題13は「融合 品質原価計算」です。品質原価計算についての基本的な問題でした。分類も予防か評価か，内部失敗か外部失敗か，という細かい分類は不要で，品質適合原価，品質不適合原価の分類ができれば正答は可能でした。容易に正答できたでしょう。

久野 問題14はどう解釈するか難しいですね。

高岡 問題14は「計算 業務的意思決定（受注可否の意思決定）」です。資料の読み取りが難しいので，あまり悩まずに後回しにして欲しかった問題です。当該問題は埋没問題と思っていただいて結構です。

まずア．ですが，花火大会当日における機会原価を求める必要がありました。航空会社からの申し出を受け入れた時と受け入れない時とで，アメニティ等費用は同額生じると考えた場合，これは意思決定上埋没となります。したがって，機会原価の計算においてもこれを考慮する必要はありません。

他方，航空会社からの申し出を受け入れた時は，ホテル側にアメニティ等費用が生じないと考えた場合，機会原価の



計算においてアメニティ等費用を考慮（減算）する必要があります。

本問では、上記のどちらかが明らかにされておらず、判断に迷うところですが、問題文に「この申し出を受け入れた時に得られる貢献利益」とあるため、航空会社からの申し出を受け入れた時にもアメニティ等費用は発生すると考えるのが自然でしょう。このように考えた場合、前者の判断がより妥当と考えられます。

次にイ. ですがこちらは申し出を受け入れない時の貢献利益が容易に算定可能であるため、受け入れた時と受け入れない時の貢献利益を比較し、素直に受注可否の意思決定を行えば、正答が可能だったでしょう。

久野 両方の判断・解釈があつて、我々は、高岡先生が話された観点で問題を解いたということですよね。おそらくは受験指導校間で解答例が分かれるのではないかと思います。

受験指導校の公表する解答例にはいくつかの意味があると考えています。「あるべき解答」であつたり「公表される正解予測」であつたり、あるいは「考えうる解答の主張」であつたり。この問題については、複数の解釈がありえる状況でTAC講師陣が自然な判断のもと議論を重ねた上での「あるべき解答」だと思っています。「考えうる解答の主張」もあるかな。

続けてお願いします。

高岡 問題15は「計算 設備投資意思決定（設備投資案の評価方法）」です。一部読み取りにくい指示があり、戸惑われた方もいらっしゃったでしょう。ただし、計算自体は直前答練で十分に対策していたため、容易に正答が可能だったと思われるます。

問題16は「計算 分権組織とグループ経営（事業部の業績測定）」です。ウ. 事業部の業績評価にとって適切と考えられるROIとRIの計算を、本社費配賦前で行うか本社費配賦後で行うかの判断を含み、また、資本の計算方法が見慣れない形式で指示されていました。しかし、内容自体は事業部業績測定の基本的な問題でしたので、何とか正答して欲しかった問題です。

久野 やはり今回の管理会計論では、比較的順調に、得点を伸ばせそうですね。

さて、平成27年第I回短答式試験合格者水準を前提として、短答式試験合格者として管理会計論でどれくらいの得点が求められるでしょう。

高岡 計算等は、難易度Aの問題3、問題5、問題6、問題7、問題13、問題15のすべてと、難易度Bの問題2、問題16のどちらかを正答して、50点～51点は確保したいところです。理論では、難易度Aの問題1、問題4、問題8、問題12のすべてと、できれば難易度Bの問題11を正答して、25点は確保したいところです。単純合算すると75点～76点が合格ラインとなります。ただし、本試験の緊張感やケアレスミスなどを勘案すると、ここから計算問題1問分（7～8点）差し引いた7割弱程度が合格ラインではないでしょうか。

久野 管理会計論では70%を少しきる位で合格ライン、75～76%あればアドバンテージになりそうですね。

高岡先生、ありがとうございました。